

「改善を要する事項がみられた事業」とその対応について

以下の事業について、会計検査院から「改善を要する事項がみられた事業」とされた。

1 22年度に「改善を要する事項がみられた事業」とその対応

事業名	事業実施計画	改善を要する事項	対応
肉用牛繁殖基盤強化総合対策事業他 (（社）全国肉用牛振興基金協会、都道府県団体)	地域の繁殖基盤の強化を図るため、担い手として計画的に繁殖雌牛を増頭した生産者に、奨励金を交付する。	間接補助事業者である家畜生産集団において、生産者に交付すべき奨励金等を支払わず、同集団の口座にプールされ、間接補助事業者の活動経費として使用されるなど、不適切な運用が行われていた。	証拠書類により適正な支出と確認されなかったものについては補助金を返還させた。 不適切な運用が行われていた間接補助事業者については、事業執行体制が確立されるまでの当面の間、事業の実施を自粛させるとともに、生産者に交付する奨励金事業については、都道府県団体が直接、生産者に交付することとした。

2 21年度の「改善を要する事項がみられた事業」と22年度における対応

事業名	事業実施計画	改善を要する事項	平成22年度における対応
産業動物獣医師修学資金給付事業 (（社）中央畜産会、都道府県団体)	獣医学を専攻する学生のうちで産業動物獣医師を志す者に対し産業動物獣医師修学資金を給付する。	産業動物獣医師修学資金を給付されていた2名が、補助要件に反して、小動物診療に従事したにもかかわらず、修学資金の返還を行わなっていた事例があった。	事業実施主体である（社）中央畜産会に対して行った再発防止の指導に基づき、（社）中央畜産会自らが対象者21人の就業状況について現地確認等を行い、21人全員が産業動物診療に従事していることを確認させた。